

長野県スケート連盟慶弔規程

第1条 長野県スケート連盟（以下「連盟」という。）は、次の各号に該当するときは、弔慰金を贈る。

1. 本人が死亡したときは、次の区分による。

- (1) 理事(正副会長、監事含む、以下同じ)、顧問、参与、相談役 香典(5,000円)、弔電
- (2) 評議員 香典(3,000円)、弔電
- (3) 会員(事務局員含む) 香典(2,000円)、弔電

2. 役員が死亡したときは、次の区分による。

- (1) 理事、顧問、参与、相談役の配偶者 香典(3,000円)、弔電
- (2) 理事、顧問、参与、相談役の父母 香典(2,000円)、弔電
- (3) 評議員の配偶者、父母 香典(2,000円)、弔電

3. 歴代の連盟役員が死亡したとき。 香典(5,000円)、弔電

第2条 連盟に遺志金を受けた場合は、次の区分による。

- (1) 50,000円未満の場合 弔電、香典(遺志金の1割)
- (2) 100,000円未満の場合 弔電、生花、香典(遺志金の1割)
- (3) 100,000円以上の場合 弔辞、生花、香典(遺志金の1割)、感謝状

第3条 第1条による該当者が生じた場合は、各加盟団体は直ちに事務局に報告するものとする。

第4条 この規定に定めるほか、弔慰に関する必要な事項は、会長の裁決により執行する。

附 則

この規程は、昭和58年 7月16日より施行する。

この規程は、平成11年 4月 1日より施行する。